

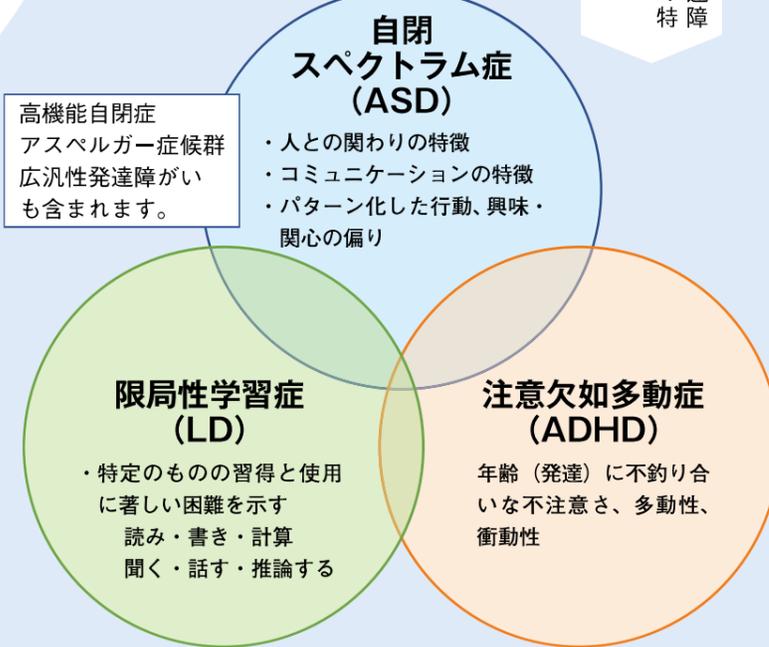
知ってほしい 発達障がいのこと

4/2～8は「発達障害啓発週間」

市立図書館では発達障
がいに関する書籍の特
設コーナーを設置中
(4月16日(金)まで)

発達障がいとは

「発達障害者支援法」において、『自閉症、アスペルガー症候群その他の^{こゝはん}広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの』と定義されています。



正しく知って 接し方に配慮を

<p>「しつけ」や「教育」、本人の「努力不足」が原因ではない</p> <p>発達障がいは、生まれつき脳の使い方（情報処理の方法）が違っていると推測されています。</p>	<p>発達障がいは、「病気」ではない</p> <p>「病気が治る」という意味では、発達障がいが治るということはありませんが、早期からの適切な支援や周囲の理解があれば、その子の持っている力を十分に伸ばしていくことができます。</p>	<p>発達障がいは、発達の仕方「ちがひ」がある</p> <p>発達障がいは、他の多くの人は違う認知や学習の仕方があります。得意な方法を使って、苦手なことを補う工夫を考えることが大切です。</p>
--	---	---

伝え方の工夫

- ・短い文章で、具体的に伝える
- ・写真や絵などで示しながら伝える
- ・見通しを持てるように、スケジュールや手順書、タイマーを活用する など



ポジティブな関わり方

否定するのではなく、どうしたら良いかを伝える



相談窓口

家庭生活、学校生活、就労など発達障がいに関する相談

熊本県南部発達障がい者支援センターわらつ（熊本県八代総合庁舎2階）
☎0965-62-8839

子どもの療育（特性に合った発達支援）に関する相談

天草地域療育センター・児童発達支援センターすくすく園（天草市社会福祉協議会本渡支所）
☎23-7049



▲センター
ホームページ